

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
8 番	木 村 千 秋 君	9 番	栗 田 利 朗 君
10 番	広 瀬 文 典 君	11 番	丹 羽 豊 次 君
12 番	小 林 敏 美 君	13 番	衣 斐 弘 修 君

欠席議員（1名）

7 番	吉 野 誠 君
-----	---------

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第1号 垂井町民栄誉賞条例の制定について

日程第3 議第2号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 議第3号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第5 議第4号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議第5号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議第6号 垂井町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第8 議第7号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議第8号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議第9号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議第10号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議第11号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議第12号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議第13号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議第14号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について
- 日程第16 議第15号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議第16号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第18 議第17号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第19 議第18号 垂井町都市公園条例の一部改正について
- 日程第20 議第19号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議第20号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 日程第22 議第21号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について
- 日程第23 議第22号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第24 議第23号 垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止について
- 日程第25 議第24号 不破郡障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第26 議第25号 町道路線の認定について
- 日程第27 議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第28 議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算
- 議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計予算
- 議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第31号 平成25年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第32号 平成25年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第33号 平成25年度垂井町介護保険特別会計予算

議第34号 平成25年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算

議第35号 平成25年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第36号 平成25年度垂井町水道事業会計予算

日程第29 議第43号 指定金融機関の指定について

日程第30 議第44号 人権擁護委員の推薦について

日程第31 議第45号 人権擁護委員の推薦について

日程第32 常任委員会の閉会中の継続調査の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、2番 中村ひとみ君、3番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

議長（広瀬文典君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に、監査委員からの検査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第1号 垂井町民栄誉賞条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第1号 垂井町民栄誉賞条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 垂井町民栄誉賞条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第2号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第2号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第3号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第4、議第3号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第4号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第5、議第4号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第4号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第5号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第5号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第6号 垂井町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第7、議第6号 垂井町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第7号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第8、議第7号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第8号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第9、議第8号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第9号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第10、議第9号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第10号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第11、議第10号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第11号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第12、議第11号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第12号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第13、議第12号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今回の税賦課徴収条例の一部改正でございますが、今回改正されて5,800万円近く増となるわけですね。全体の予算といたしましても30億円ぐらいということで、医療費といたしましては月に2億数千万円変わってくるというような形でございます。そのような形で、これから町民の皆さん、関係者の皆さんに対しての健康づくりを町長はどのように考えておられるのか。この医療費におきましても、提案説明で県下でも高いほうから6番目と、そんなようなことを聞いておって、非常に私は高いと思うわけです。

あと、特定健康診査、また指導等行われるわけでございますが、それだけをやっても医療費の低減にはつながってこないと、このようにも思うわけです。垂井町もスポーツのまち等々宣言しておるわけでございますし、またスポーツを取り入れた中に、町民の皆さんにそれらを利用していただいて健康づくりということも一つかと、このようにも思いますし、私も過去から温泉問題をよく言っておりましたが、安八町におきましても年間24万人ほど温泉を利用されておるといったような形でもございます。そんなような形でもございますので、垂井町の温泉は、温泉スタンドだけつくって後はどうぞというような形でございます。ぜひとも皆さんに温泉を配るとか、施設等もう少し、前から言っておりますが拡充していただいたらと、このように思うわけでございますが、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきます。

国保税の引き上げという形の中で、どうこれから国保を運営していくのか、あるいは健康なまちというものをどうつくっていくのかという御質問かというふうに思いますけれども、議員がおっしゃいましたように、その健康を維持していく、あるいは療養費等を下げていくにはいろんな方策があると思います。そういったものを総合的に取り上げていくのが必要かというふうに思います。

一般質問でもありましたように、特定健診等をしっかり進める中で予防を進めていくこと、あるいは診療報酬につきましても、これは医師との協議ということも必要となってまいりますでしょうし、今はやりのジェネリックというような医薬品の使用という形で下げていくことも必要になってくると思います。

一方で、体力づくり、あるいは健康づくりという部分でいいますと、温泉に限らずいろんな形で皆さんの健康に気を配ってみえるところは多分に感じるところであります。

先般も老人クラブ等がいろんな形で、非常に寒い中でもクロッキーゴルフをやられるというような、非常に元気な状況もあります。こういったものをしっかりと助長していくのも一つの方策であると思いますし、今、相川の河川敷等を整備する中で散策路をつくったり、運動ができるスペースをつくったりというような形で、場の提供ということも考えておるところであります。

温泉というお話がございましたけれども、安八温泉が24万人というお話でございますけれども、今までもお話ししておりますように、こういった温泉施設を利用者の動態を見たときに、その7割、8割が町外の方の利用によって賄われておるといような状況を考えたときに、逆に言えば、垂井町の方も近隣の施設を利用してみえる中で健康を維持、あるいはそういった心身のリラックス等に努めてみえるところがあるのかというふうに思います。そういった部分をこれからどうサポートしていくのかということを考えるべきであって、今ずっとお話をしていますように、朝倉温泉の有効活用ということはこれからも考えていかなければならないというふうに思いますけれども、たちどころに施設をつくって、朝倉温泉を施設をつくるというふうには考えに至っておりませんので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第13号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第14、議第13号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） お尋ねをさせていただきます。

ただいまの障害児通園施設設置という形は、いわゆるいずみの園についてだと思っておりますけれども、いずみの園につきましては、これまでも東保育園の遊戯室、そして北保育園、栗原に変わって、そして今度は綾戸という形で、4度ほど家移りという形でしてきたわけですけれども、前年度に相当動揺が広がりました、場所が変わることについて、対象の子供さんを抱える保護者さんについてなかなか場所が御理解いただけなかった経過も少しあったように聞き及んでおりますので、今回も変わることについてお伝えの方法ですとか、対象の方、今引き続き通われている方はいいんですけれども、次に新しく通われていくという方に関しての丁寧な御説明というのを求めたいんですけれども、そういった周知方法とか、お伝え方法はどのようにされていくのかということをお尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 木村議員の、今回25年度4月1日から、いずみの園がまた現綾戸保育園のほうに移転する、そういった周知方法はどのようにしているのかといった御質問だと思いますが、議員の御指摘がありましたとおり、先回の場合、多々トラブルがありましたので、そういったことも含めまして、園長に事前に、移転をするということはその前に改修等も実施しておりますので、御利用をされてみえる方については御存じな方がかなり多かったということで、今通ってみえる方につきましては、当然、随分前から周知のほうを徹底しておりますし、保健センター等におきましても4月1日から移転していくということの周知をかけておりますので、その点御理解願いたいと思います。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第14号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第15、議第14号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第15号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第16、議第15号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第15号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第16号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第17、議第16号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第16号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議第17号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第18、議第17号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第17号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議第18号 垂井町都市公園条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第19、議第18号 垂井町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第18号 垂井町都市公園条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議第19号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第20、議第19号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 今回南側の駐車場を廃止し、北側1本にするということでございます。町長が以前よりもおっしゃられることに、経営的感覚を持って行政運営に当たられたいというようなことを述べられていることが多いかというように思っておりますけれども、今現実、赤字が続いていて片方は廃止をしました。北側駐車場についても、見込みを見ても赤字になる予想というふうに思われますが、今後この駐車場の運営について町長の期するものというか、今後どのように展開されるべきかというふうにお考えなのかを、一度お尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 藤墳議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

南、北駐車場それぞれありまして、南におきましては恒常的に赤字がずっと続いておったというような状況でございます。使用状況等も見ておりまして、このまま赤字を続けていくには限界があるという形で今回廃止をお願いしたところでございます。

一方、北側につきましては、当初かなり黒字といえますが、収支が合っておったような状況で運営をしてきておったわけでありまして、近年になりまして少しやや赤字傾向が出てきたという状況であります。ここら辺を見据えて、もし極端な赤字が続くような状況が続けば、南と同じような形で、今後の展開というものは時間制ではなくて別の形態もあると思えますので、利用等を考えていく必要が来るのかなということは思います。

ただ、いろんな道路アクセスとか、空き利用ということ考えたときに、全く可能性がないわけではありませぬので、そこら辺も見きわめながら進めていきたい。ただ、現状では今維持をしていきますけれども、将来にわたっての感覚といえますが、状況というのは、しっかりこれから見定めながら判断をしていきたいというように思っております。今ここでたちどころに、北も将来もつぶしていくんだというふうには思っておりませぬけれども、状況をしっかり見定める必要があるというふうに認識をしておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 町長にお尋ねいたしますが、南の駐車場につきましては清算事業団から町が買って、ここ何年駐車場と、十数年だと思えますが、今度は赤字になるから廃止するというところでございますが、廃止するにつきましては、跡地利用をしっかりといただいて私は廃止していただきたいと、このようにも思うわけです。逆に、利用料金をもっと安くするとかいろんな形があると思えます。そのような形で、私は跡地利用のことをしっかりと考えていただきたいと思っておりますが、よろしくお尋ねしたいと思えます。どう考えてみえるか。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の関連した質問に対してお答えをさせていただきたいというふ

うに思います。

南駐車場の跡地利用ということでございますが、現実今、料金を徴収するに当たりいろんな施設を投入しております。そういったものがどうしても固定的に悪化を招いて、赤字によって経営が厳しくなっておるような状況でございますので、跡地利用を考えてからこれをとめるという形では、その間ずっと赤字が続いていくという状況が見えますので、まずこれを一旦機械使用等をとめるという形での廃止をお願いしたいということでございます。

なお、安くすればということがございますけれども、南側にはいろんなところに駐車場がありまして、民業の方がたくさんお見えになります。行政が民業を圧迫してまで駐車場を運営していく必要があるのかどうかということも考える必要があると思いますし、利用形態については、時間ではなくて月決めというような方法もあるかというふうに思います。そういったことも含めて、今後遊ばせておくのではなくて何とか活用はしたいというふうに考えますが、これからまた検討していく段階でございますので、とりあえず今、この赤字の状況を断ち切りたいということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第19号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議第20号 垂井町下水道条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第21、議第20号 垂井町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第20号 垂井町下水道条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議第21号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第22、議第21号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第21号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議第22号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第23、議第22号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第22号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議第23号 垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止について

議長（広瀬文典君） 日程第24、議第23号 垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第23号 垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議第24号 不破郡障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

議長（広瀬文典君） 日程第25、議第24号 不破郡障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第24号 不破郡障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議第25号 町道路線の認定について

議長（広瀬文典君） 日程第26、議第25号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） この議第25号の町道路線の道路認定の関係でございますが、道路認定そのものをお尋ねしたいと、このように思っておりますが、通学道路等々、利用しておる道路等についてもまだ道路認定していない道路があるわけでございます。そういう道路等を、子供たちが安心・安全に通るといことで道路認定していただきたいと思うわけでございますし、今回7路線を道路認定しようとしてされているわけでございますが、路線番号の1166号線、これは聞きますと8メートルの幅員、長さ100メートル。8メートルというと2車線で、路側がつくのか、歩道がつくのかどうかわかりませんが、保健センターの東西の町道で終点になっているわけでございますが、これだけの道路でありますので、幹線の町道だと私は踏んでおります。

そうした道路につきましては、やはり道路網のあり方として、この付近におきましてはこういう幹線道路はないわけでございますので、相川の右岸堤の道路まで、当然私は道路認定すべきだと。町といたしましても、これだけの道路は計画しないといかんと、そのように思うわけでございます。この道路の西側には、垂井の幼保一元化の施設があつた場所にてできるわけでございますし、送り迎えの車の台数、または利用者の考えを見ますと、送ってきて北へ抜けるとか、北から入ってきて南に抜けるとかということもありますし、付近の開発等々もあります。安心・安全のまちづくりには、ぜひともこの道路については北まで認定すべきだと、このように思うわけでございます。

それと、7072の綾戸の72号線。これは終点の番地、私は調書を見ても番地がわからんです

が、897の124というのが実際どこに実在するのか、この公図ではわからんのですよ。1回ちょっとお願いしたいと思います。

それと、この中で延長が二十数メートルの道路が今度認定されるわけですね。一つの団地開発の中での認定だと思うんですが、26メートルのこのような道路を認定してくると、まちの中で探してもたくさんあると思いますし、通過道路ではないわけでございます。これから除雪とかいろんな形もありますが、町の道路管理が大変だと思うんですけど、その辺の認定の状況といたしますか、基準的なものをよろしくお願いしたいと、このように思いますし、また道路認定で起終点、起点から終点に向かいまして左側の番地を認定されておるんですよ。この一つが、7074については右側の番地だと思うんですけど、この辺の取り扱い等々よろしくお願いしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の町道認定に関する御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

細部に当たる72号線、74号線、76号線につきましては担当課長のほうから説明させますけれども、166号線の北に抜くべきではないかという御意見について、考えを申し上げたいというふうに思います。

今回のこの町道認定に関しましては、垂井こども園の開園に当たりまして、開発行為に当たる中でどうしてもこの道路が必要になってくるという形の中での町道認定をしていくものでございます。開発に当たりまして、先行してこの道路を認めていく必要がありますので、こういった形で提案をさせていただいたところでございますが、今後は北に抜くという形になりますと、堤防まででは幹線として本当に意味をなすのかどうかということになってくると思います。逆に言えば、相川を渡って北に抜けていくぐらい考えた場合に、初めて幹線としてその重要性が増してくるのかというふうに思いますが、現在のところそういった計画は全くない状況の中で、あくまでこの166号線に関しましては、垂井こども園開園に当たりましての開発のための道路という認識で位置づけております。したがって、それに必要な部分をこうして計画したところでございます。

また、北側からの堤防道路につきましては、北側からもそれなりに入ってこられる状況にはありますけれども、桜並木等ありまして、そんなに拡幅が十分とれる状況ではございません。したがって、ある部分通行は限られるものというふうに思います。これに幹線道路をアクセスいたしましても、かなりの問題が出てくる部分も後々考えられるのではないかなということは考えております。したがって、現状ではこれを北まで抜いて、さらに北までというような考えはございませんので、現状の形の中で認定をお願いしたいというふうに提案してあるところでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩をいたします。

再開は10時ちょうどいたします。

午前 9 時47分 休憩

午前10時00分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

それでは、執行部の答弁を求めます。

建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問にお答えをいたします。

まず、路線番号7072の終点がわからないというお尋ねでございます。

添付の字絵図、「19 - 17」と左隅に書いてございます。字絵図の終点、矢印側ですね。終点の矢印側のすぐ右に、細い片仮名の「ハ」と表示されております。897の97の8の左側にハというのが片仮名でございます。このハが、この公図の一番としてある上一番左欄外にハで897の124と、これが終点の地番でございます。よろしいでしょうか。

続きまして路線番号7074。公図で申しますと、後ろから4枚目でございますが、左下に申請番号「19の15」と書いてございます。これの終点、矢印の起点・終点は左側の地番をとりますが、矢印の左側が水路でございまして地番がございません。それゆえに、右側の1113の36の地番を終点に採用したということでございます。

続きまして路線番号5171。27メートルの行きどまりの道路でございますが、これを町道に認定して管理上問題はないのかと、どんな基準で認定したのかというお尋ねでございます。

この道路につきましては、垂井町市道寄附採納要綱というのを24年3月30日に告示をしまして、4月1日から施行をいたしております。ここで私道を寄附される場合の基準を設けて、この1年間、宅地開発の相談があったときに窓口で周知をして、今後町で管理をしたいということであれば、こういう基準でつくってくださいよという指導をいたしてきております。また、過去の開発道路についても、この要綱の要件を満たすと思われるものについてはここにお知らせをして、町で寄附を受けることができるようになりましたよというお知らせをしております。また、24年6月広報「たるい」でも一般住民にも周知をいたしてきたところでございます。現在までに3件の寄附がございまして、今回認定の中にその3件がございまして、

御指摘の5171、これが寄附を受納した道路でございます。幅員6メートルでございますので、行きどまり道路でございますが、特に回転広場もなくとも受納するという基準になっております。基本的には、4メートル以上の道路で6メートル未満であれば、行きどまりの道路であれば回転広場を設けるといって基準でございますので、6メートル以上でございますので、回転広場がない行きどまりの道路でございますが、認定の基準に合致しておることです。

また、寄附を受けた場合には、受納後3年間は、道路に補修等が必要になった場合は寄附をした人に補修をしていただくというような条件もつけて受納をいたしておるところでございます。ですから、管理については問題なくしていけるというふうに考えております。

以上、丹羽議員の御質問にお答えいたしました。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ただいま道路認定についての認定基準等々、途中変更等々あったようでございますが、これらをもっとPRをしていただいて、住民の皆さんに周知徹底をしていただきたいと、このように思っております。

先ほど町長が言われましたように、垂井166号線でございますが、私も垂井こども園に対する開発道路というのは当然わかっておるんですよ。これだけの道路ですので、やはり幹線町道。町長になって、これだけの道路をつくれるのに、幅員8メートルも初めてやないかと、私はこのように踏んでおるんです。都市計画街路が一部ありましたけど、このような幹線町道でございますので、ぜひとも将来相川の右岸堤に合流させて、右岸堤の道路をある程度拡幅していただければ、道路が町道として迂回もできますし、もっと効果が上がってくると思います。また、この付近の金福地地内の開発に役立つのではないのかと個人的には思うんですが、その辺、今後の町道のあり方として、町長の考えをもう少し、開発だけの道路だと聞くと、私はちょっと済まないなと、そんなことでよろしく願います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

166号線に絡んで、道路開発の将来というようなことでございますけれども、この金福地地内におきましてはかなりの形で開発が進んでおるような状況でございます。逆に、今回このこども園を開発することによって、当初は閑静な状況が崩れるというような声も一部いただいたこともございます。そういったことを考えたときに、こども園が開園した折に、そのそばを大型の交通量を確保できる道路が通るということは、逆に言えば、子供の安全面ということから考えても、そんなにふさわしくないのではないかと思いますし、今の堤防道路につきましても、岩手橋と堤防のアクセス角度が非常に鋭角であります。北島薬局から入ってくる場合は鋭角でございますので、これを抜けていきますと、また垂井小学校のほうに入っていくわけで、この道そのものを全てどういうふうにしていくかということにつながっていくところでございます。これは県道ということもございまして、町の及ばないところもあるわけでありまして、そういったことをトータル的に考えたときに、現状においては、こども園を開設するために必要な道路としてこの道路がなければ開設が難しいというような状況の中で、この道路を開発したいという思いで認定のお願いをしておるところでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

また、道路の将来にわたってのことにしましては、やはり必要に応じてやっていくことが必要かというふうに思いますが、道路をいかにつくっていくかということは、非常に今、一般

質問でもインフラ整備というお話の中でありましたけれども、ここに限らず、もっともっとその町益にかなうような形の中の開発ということも今後考えていかなければならない部分が多々あると思います。そういったことにおいても、このこども園に関するアクセス道路の道路認定につきましては現状の形をお願いをしたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第25号 町道路線の認定については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第27 議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

議長（広瀬文典君） 日程第27、議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、これを原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

- 日程第28 議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算
議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計予算
議第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計予算
議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
議第31号 平成25年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
議第32号 平成25年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第33号 平成25年度垂井町介護保険特別会計予算
議第34号 平成25年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算
議第35号 平成25年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第36号 平成25年度垂井町水道事業会計予算

議長（広瀬文典君） 日程第28、議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算から議第36号 平成25年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 木村千秋君。

〔予算審査特別委員長 木村千秋君登壇〕

予算審査特別委員長（木村千秋君） ただいま一括議題となりました議題27号 平成25年度垂井町一般会計予算から議第36号 平成25年度垂井町水道事業会計予算までの10議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月12日から15日までと3月21日のあわせて5日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、総員賛成をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、本委員会では議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算に対し、審査報告書に記載のとおり、次の附帯決議を付すべきものと決定いたしました。

議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算に対する附帯決議。

平成25年度垂井町一般会計予算の執行に当たっては、次の事項に十分留意して取り組まれることを強く求めるものである。

1. 団体補助について。

普通地方公共団体の補助は、客観的に公益上必要があると認められるものでなければならぬが、一団体補助金について、その補助対象事業、補助金額の算定根拠について明確な説明を得ることができなかった。

団体に対する補助金の交付については、客観的な公益性の確保の観点から、補助要綱などに

において補助対象とする事務事業、補助金額の算定方式を明確に定めた上で執行されたい。

また、その執行の適正を期するため、補助対象事業の実績の報告を徴し、補助金の使途を確実に把握し、精算処理等を行うとともに、その補助効果について検証されたい。

2. 役場庁舎を初めとする老朽化した施設の整備について。

平成25年度一般会計予算において、役場庁舎を初め、老朽化した施設の設備修繕等に係る修繕費、委託料、工事請負費が計上されているところである。しかし、その内容は対処療法的なものと言わざるを得ない。

例えば、表佐保育園園舎耐震補強計画作成業務委託料について、子供の命を守る上で必要不可欠なことは十分理解しているところではあるが、従来から示されている施設統合計画を含む垂井町幼保一元化等推進計画案（第2次）との整合性については、その説明に説得力を欠くものであり、また、当該施設が保育園でなくなった場合のその後の利活用については具体的に示されなかった。

また、庁舎空調設備改修工事について、その急迫性は理解できるが、一方で、庁舎建設基金への積み立てがなされていないなど、老朽化した役場庁舎そのものをどうするのかという基本的な考え方が示されない中、なし崩し的に現行庁舎に修繕を加えているものと受けとめざるを得ない。

以上のことから、幼保一元化を推進するに当たっての施設整備計画と、役場庁舎を初めとする老朽化した施設の問題について、施設管理台帳を早急に整備し、将来を見通した総合的な施設整備計画を早期に策定することを求める。特に、役場庁舎の老朽化問題は喫緊の問題であり、早急に考え方を示されたい。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

議長（広瀬文典君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより10案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10案に対する委員長報告はいずれも可決すべきものとなっております。

議第27号から第36号までの平成25年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま委員長報告において議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算に対し、附帯決議を付すべきものと決定した旨の報告がありました。

この件についてこれより採決に入ります。

これも採決は起立により行います。

ただいま可決されました議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算に対し、委員長報告のとおり附帯決議を付すことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算に対し、委員長報告のとおり附帯決議を付すことに決定しました。

日程第29 議第43号 指定金融機関の指定について

議長（広瀬文典君） 日程第29、議第43号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第43号 指定金融機関の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

現在の指定金融機関との契約が平成25年6月30日をもって満了するのに伴い、7月1日から西美濃農業協同組合を指定金融機関に指定いたしたく、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては会計課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 会計管理者 三浦高雄君。

〔会計管理者兼会計課長 三浦高雄君登壇〕

会計管理者兼会計課長（三浦高雄君） ただいま上程されました議第43号 指定金融機関の指定について、補足説明をさせていただきます。

地方自治法第235条第2項で、市町村は政令の定めるところにより金融機関を指定して、市町村の公金の収納または支払いの事務を取り扱わせることができる旨の規定がなされております。提案説明でございましたように、現在の指定金融機関でございます株式会社大垣共立銀行との契約期間3年が、本年6月30日をもって満了となるのに伴い、本年7月1日から平成28年6月30日までの3カ年間、西美濃農業協同組合を指定金融機関にいたしたくお願いするものでございます。

なお、地方自治法施行令第168条第3項に定めます指定代理金融機関には株式会社大垣共立銀行を、同施行令第4項に定めます収納代理金融機関には株式会社十六銀行、大垣信用金庫、

東海労働金庫、株式会社ゆうちょ銀行を予定いたしているところでございます。

円滑な事務の引き継ぎ、契約等万全を期するため、今議会に提案をさせていただいたものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第43号 指定金融機関の指定については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第30 議第44号 人権擁護委員の推薦について

議長（広瀬文典君） 日程第30、議第44号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは議第44号 人権擁護委員の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の高木厚子氏の任期が平成25年6月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第44号 人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第31 議第45号 人権擁護委員の推薦について

議長（広瀬文典君） 日程第31、議第45号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第45号 人権擁護委員の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の安田さか江氏の任期が平成25年6月30日をもって満了することに伴い、後任に水野直子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第45号 人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第32 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（広瀬文典君） 日程第32、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務産業建設委員長から会議規則第65条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成25年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時27分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 安 田 功